

## 江戸における開帳場の構成

——享和三年善光寺出開帳の事例を中心として——

湯 浅 隆

- 一、はじめに
- 二、仮小屋の出願
- 三、仮小屋の認可
- 四、開帳札の設置
- 五、おわりに

### 一、はじめに

近世都市江戸における開帳の研究は、『武江年表』や旧幕府引継書の「開帳差免帳」などの分析により、その全体傾向は次第に明らかにされつつある。<sup>(1)</sup> また個別事例の検討も少しずつおこなわれて、研究史上の蓄積は豊かなものになりつつある。<sup>(2)</sup> しかしながら、現在

の江戸開帳研究の大勢は、状況論レベルの議論を展開することに止まっており、正確な実証を基礎においたものとは必ずしもいいがたいのが現状である。

そこで本稿では、享和三年（一八〇三）の信州善光寺阿弥陀如来の江戸浅草寺伝法院における出開帳を検討素材として、開帳場の設営過程を明らかにしていきたい。この検討をとおして、一八世紀後半の開帳にたいする幕府寺社奉行所の意図の変遷が明らかになり、一方で寺社側の目的との矛盾関係がある程度明らかにできると考えている。そしてこの幕府と開帳実施寺社との間の開帳の意図をめぐる矛盾関係が、一八世紀後半以降、江戸の開帳が次第に衰えていった原因の一端であることを述べていきたい。

## 二、仮小屋の出願

江戸出開帳の実際上の設営は、寺社奉行の内寄合で開帳が差し免されると同時に、具体的な動きをみせはじめる。関係諸方面への御札や挨拶、また諸届書の提出などと並行して、開帳場の運営そのものに係わる実際上の交渉や届けも具体的に始められる。その中心は、開帳を実施する寺社とその一件を担当する寺社奉行所の掛り役人との間で、仮小屋の造作と開帳札の設置に関しての交渉であった。また、開帳期間中の役務を提供する講中への通知も、開帳差し免しから日をおかずに、寺社の役僧や役人から講頭になされ、講中も諸準備にかかわっていった。

開帳場の仮小屋とは、開帳期間中のみ設置された仮設の建築物で、それは参詣の人々と直接のかかわりをもつ、いわば開帳場の表の部分を構成したものである。具体的には、開帳仏の納められた建物、霊仏・霊宝の設置場所、諸縁起などの売り捌き所、見張りの番所などからなっている。これらの諸施設は、開帳実施場所である宿寺の境内に建てられた。

享和三年の善光寺出開帳の場合、<sup>(3)</sup>前年七月二十七日に開帳が差し免しになったが、その前日に明日差し免しの内報が伝えられた日、

その旨を上野東叡山へ伝えるとともに、

……明日願之通り 御免被 仰出候へ、明後日浅草伝法院江  
御出席被下候而、仮小屋かけ候場所等之儀御差図被下度条、僧  
正被申候旨申入候処、致承知候段御挨拶也

と、仮小屋設置にむけて動きはじめた。当日の七月二十八日朝五ツ時には、善光寺側から三人、東叡山から坊官一名・御用人二名・御納戸二名が浅草伝法院へ出向き、浅草寺の別当代を含めて、場所の見分がおこなわれた。善光寺側の説明にたいし、「仮小屋之儀者、善光寺ニ而望之場所江無遠慮相建候様被仰聞候」と、東叡山および伝法院から許可が与えられた。このうち中四日おいた八月三日には、善光寺側の建築プランが東叡山に内々に伝えられ、翌四日には「仮小屋御願書」として正式に差し出されている。

この願書は、当日四日に浅草寺から寺社奉行脇坂淡路守へ届けられたが、「古来々仕来之通り、善光寺々直ニ奉行所江願出候方宜敷候、是ハ浅草寺ニ抱り候事ニ無之、善光寺江抱り候事ニ候」と受理されなかった。この願書不受理の通知は、翌五日に東叡山から善光寺に伝えられた。

善光寺は、八月六日に東叡山へ赴き、仮小屋願の添簡を願ひ、即刻下附された。同日の昼すぎ、善光寺の寺中惣代良性院は、この件の担当寺社奉行阿部播磨守の役所へ出向き、願書を提出した。

乍恐以書附奉願候<sup>(4)</sup>

善光寺本堂為修復、來亥年六月朔日より六十日之間、淺草寺客殿におゐて如来開帳仕度旨奉願候処、願之通 御許容被 仰出難有奉存候、依之開帳中客殿前ニ三間梁ニ七間之建出し、左右ニ九尺ニ三間之庇を掛、前ニ式間ニ拾間之鑿を附、中陣・外陣ニ仕度候、九尺ニ式間之御印文口并建出し、南之方ニ六尺式間之小庇、北之方ニ三間四方之釈尊仮堂、前ニ三尺ニ三間之小庇、北東之方ニ式間梁ニ六間之絵縁起所、式間梁ニ四間之諸御影所、式間梁ニ四間之聖徳太子仮堂、裏ニ三尺ニ六尺之小庇、表門内ニ式間梁ニ四間之僧俗役人詰所、前ニ三尺ニ四間之小庇、六尺ニ式間之番所式箇所、六尺四方之番所々々所、六尺四方之手水場拾箇所、朱引絵図面左之通、何れ茂板葺仮小屋奉願候、以上

享和二戌年八月

信州善光寺  
大勸進

真覚院権僧正印

寺社  
御奉行所

〔付属図面は第1図〕

この願書によれば、小屋掛の総坪数は一一九坪、参詣者が立ち寄る小屋は五か所になっている。参詣者が巡る順路は、伝法院の表門から入り、客殿前に構えられた外陣から開帳仏である本仏前立開帳

本尊一光三尊阿弥陀如来を参拝する。ついで客殿西側に設けられた釈尊仮堂へ行き、釈迦涅槃像を拜む。そこから境内を北東へすすみ、聖徳太子之像と修復奉加所へ歩く。さらに、絵縁起所から諸御影所をへて、生垣の切れ目から観音堂と二王門との間に出る。

この五か所の小屋では、各々で少なくとも一度は、賽銭を投じるか、寄進をするか、縁起・印文・御守などを求めることになる。ことに、拝礼の対象となる如来・釈迦像・聖徳太子像が、いずれも分かれており、半独立した構成になっていた。なお、この開帳場の構成配置は、善光寺が安永六年（一七七七）に西国回向院で開帳を実施した時のものが下敷きになっていた。拝詣に来た人々からの効果的な募縁を念頭においた、仮小屋の配置とみることができる。

この願書を見分した阿部播磨守役所の担当役人門多門太夫は、つぎのような論評を加えた。

……此三間四方之釈尊仮堂と申事、先年ハ可有之候得とも、當時之御振合ニ而ハ不相成候、三間四方といふ仮堂建候得者開帳仏同様ニ候間、聖徳太子と同シ仮小屋江入れ候様ニ成共致シ、絵図面引直し可差出候、別段仮堂建候儀不相成候間、是ハ播磨守江申聞候迄ニも無之……

釈迦涅槃像が三間四方の独立家屋に安置されることが、開帳仏同様の扱いと査定され、願書は即日差戻しとなった。寺社奉行所とし

ては、釈迦涅槃像はあくまでも靈仏靈宝の一環として取り扱うべきものであると、判断したと思われる。

この寺社奉行所の判断にたいし、善光寺は東叡山とも内々に相談した(八日)。善光寺大勧進真覚院権僧正にたいし、東叡山側は「釈尊飯堂不相立候而ハ難決之趣、一応も二応も寺社役江相なげき見候方可然候」と、あくまでも懇願することを基調としつつ、なお聞き入れられなければ、聖徳太子と同じ飯小屋とするように勧めている。この東叡山との協議をうけて、翌九日に善光寺の良性院は、阿部播磨守屋敷へ出かけ掛り役人の門多門太夫に面談を求め、門太夫は病氣欠勤しており、十日も同様で、事態は進展しなかった。

八月十五日に、良性院は阿部家へ出かけ、門多門太夫の同役真田信左衛門にたいし、さる六日提出の飯小屋願書につき、以下の二点を交渉した。まず釈尊飯堂以外の件での問題箇所の指摘を願った。ついで、釈尊飯堂の件にうつり、善光寺の主張理由をつぎのように説明している。

……釈尊飯堂之儀、先日も申上候通大仏ニ付、聖徳太子と一同之飯小屋ニ而ハ安置も難相成候、殊ニ一同ニ仕候ハ、参詣之諸人此所ニ足をとめ候様ニ罷成べく候、自然怪我等も可有之哉無心元奉存候、

つまり、開帳場の秩序維持・群衆整理の見地を論拠として、釈尊

飯堂の独立を願っている。この開帳場の秩序維持は、開帳の差し免しにさいし、善光寺から寺社奉行へ提出した御請証文の内容に含まれていた論理であった。この善光寺の主張にたいし、真田信左衛門は即答をさけ、門太夫へ伝え置くと答えた。

右の善光寺の主張にたいする寺社奉行所の返答は、八月十七日に阿部家の加藤瀬左衛門からなされた。

……善光寺が段々先例を申立候得共、寛政三年御改政以後ハ、右牀附開帳ニ似寄り候釈尊之飯堂など相建候事決而不相成候、且又奉加と申ハ甚重キ事ニ候、願之上寺社御奉行之連印之御書附被下候上ならてハ難相成義ニ候間、此名目ハ可相除候、飯小屋者忒式間長く相成候而も不苦候間、釈尊と太子と同飯小屋ニ絵図面引直し可差出旨被申聞候也、且又右飯小屋願書ハ宿寺連印ニ而可差出旨被申聞候也、

寺社奉行所の論拠は、寛政三年(一七九一)の「御改政」であり、これは諸寺の「先例」に優先するとみなされていた。

この御改政は、幕府の施政方針の変化、すなわち寛政改革を示すものと考えられる。この寛政初年には、『御触書天保集成』によれば、寺社経営の緊縮令が集中的に布達された。寛政二年十二月には、諸寺社修復に際して「品ニ奇、勸化開帳等ハ御免も可有之候得共、……公儀へもたれざる様ニ可致事<sup>5)</sup>」とされている。また翌



年五月には、「都て建立等之為、江戸表ニ店借等いたし度僧侶は、……奉行所之相届、聞濟之上ハ格別、猥ニ市中住居は致間敷<sup>(6)</sup>」と、江戸市中における募縁活動に統制が加えられている。

寺社にたいするこれら一連の統制強化策が、開帳の実施過程にも採用されていたと思われる。この結果、天明期までの開帳場でみられた、あからさまな募縁には禁制が加えられ、これが善光寺の場合では安永六年の開帳の先例が退けられる根拠となったのであろう。開帳とは、開帳仏を行事の基幹に据えて実施されるべきものであった。<sup>(7)</sup> 享和三年の場合、善光寺が幕府寺社奉行所へ願い出た開帳仏は「本尊阿弥陀如来」であり、<sup>(8)</sup> 釈尊は靈仏靈宝の一つにすぎなかった。したがって、釈尊を独立させて個別の飯堂に安置することは、「附開帳ニ似寄り候」行為であり、寺社奉行所としては許可することはできなかった。他方で善光寺とすれば、開帳は「本堂諸堂共屋根下柱根等朽損、別而内陣向床下朽損強、修復自力ニ難叶候付」を理由としただけに、可能なかぎりの募縁を実現すべく策を練らなければならなかった。この両者の思惑の違いが、開帳場の設営意図に反映して、争点になったのであった。

善光寺の飯小屋願書第一次案の再考願いは、八月十七日に却下された。そこでさる八日の東叡山と善光寺との内談に基づき、善光寺は当日十七日から翌十八日にかけて改定案を作成し、十八日中に東

叡山と浅草寺へ届けた。翌十九日には、改定案にたいし添簡が下附された。

八月二十日、善光寺の良性院は、浅草寺の役僧と同道して、阿部家へ出向いて改定案を加藤瀨左衛門に提出した。その願書の内容は、つぎのとおりである。<sup>(9)</sup>

……開帳中客殿前ニ三間梁ニ七間之建出し、左右ニ九尺三間之庇を掛、前ニ式間ニ拾間之鑿を附、中陣・外陣ニ仕度候、九尺ニ式間之御印文口并建出し、南之方ニ六尺式間之小庇、北之方ニ式間梁ニ六間前ニ六尺六間之庇を掛靈宝場ニ仕度候、北東之方ニ式間梁ニ六間之絵縁起所、式間梁ニ四間之諸御影所、表門内ニ式間梁ニ四間之僧俗役人詰所、前ニ三尺ニ四間之小庇、六尺ニ式間之番所式ヶ所、六尺四方之番所壺ヶ所、六尺四方之手水場十ヶ所、……何れ茂板葺飯小屋……

〔付属図面は第2図〕

飯小屋の総坪数は一一八坪半になっていた。今回の飯小屋配置図は、さる八月六日提出の配置図と比べて、釈迦涅槃像と聖徳太子之像を靈宝場にまとめたことだけが違いである。いわば、寺社奉行所の具体的な指摘箇所だけを手直ししたもので、善光寺の思惑を極力生かそうとしたものであったといえよう。この日、願書はひとまず預り置かれ、良性院は近日中の出頭を命じられた。



右の八月二十日付願書にたいし、阿部家の門多門太夫は、同月二十三日に良性院へ「是ニ而も相済不申候」と却下の判定を下した。その理由として、

……先日も同役共申候通、寛政三年御改政以後者先例之申立不  
相立、此絵図面之通仮小屋共引はなし所々江相立候事、決而不  
相成候、此方ニ而いろく六ツヶ敷申候様ニ可被存候得共、此絵  
面ニテハ奉行江も難申聞候間、開帳本尊仮小屋江引続ヶ候而相立  
候儀者不苦候間、其趣ニ絵面ニ認直し差出可然候

一 僧侶役人詰所と申事、番所如義候旁ニ付ヶ様之はれヶ間敷事ハ、  
近来決而不相成候、是ハ相止メ可然旨被申聞候ニ付、良性院い  
ろく申聞候得とも聞入無之ニ付罷帰ル

としている。つまり、開帳場で仮小屋が所々に独立して建てられるのは禁止されており、あくまでも開帳仏の仮小屋に連なるような配置になるように要請されていた。また、僧侶役人詰所も晴がましいこととして不許可となっている。

この寺社奉行所の指導は、開帳とはあくまでも開帳仏を中心に取りおこなわれるべきものである、という理念に基づいたものと考えられる。したがって、霊宝の存在も開帳仏に付随したものでなければならず、それ以外の諸施設は「はれヶ間敷事」として排除の対象であった。

以上みてきたように、善光寺出開帳の開帳場構成は、寛政改革の一環としての御改政により、先例が退けられ、全面的にこの時期の幕府の意向に沿ったものへ改められざるをえなくなっていた。良性院がいろいろと言葉を尽くして説明しても、従来の方々は諒承をえられなかったのである。

### 三、仮小屋の認可

前項でみたように、享和三年の善光寺江戸出開帳における開帳場の構成は、安永六年当時の考え方が寺社奉行所に認められなかったため、新たな対応をせまられることになった。この項では、開帳場の仮小屋が認可されるまでの経過を追いながら、この時期の幕府と寺側の開帳にたいする考え方の相違を明らかにしていきたい。

さきの八月二十日付願書が同月二十三日に差し戻されると、善光寺側は即日その旨を東叡山に報告するとともに、奉行所の意向に沿った仮小屋配置図を検討していった。新しい配置図は二十四日まで出来あがり、二十五日には良性院が阿部家の門多門太夫のもとへ持参して、内々に意向を尋ねた。この配置図は、門多門太夫が従来から述べている意向を組みこんだものであったため、門太夫の段階では若干の文言訂正ではば諒承をえた。そこで、善光寺は翌二十六

日に浅草寺の同意を取りつけ、同日中に願書を阿部家へ正式に提出した。その内容および平面図は次のとおりである。<sup>(10)</sup>

……開帳中客殿前ニ三間梁ニ七間之建出し、左右ニ九尺三間之庇を掛、前ニ式間ニ拾間之鑼を附、中陣・外陣ニ仕度候、九尺式間之御印文口并建出し、南之方ニ六尺式間之小庇、北之方ニ九尺四間之廊下を附、式間梁ニ拾間并東之方江折曲ケ式間梁ニ三間之角屋を建、裏ニ五尺三間之庇を掛、靈宝并諸御影所ニ仕度候、表門内ニ式間梁ニ四間前ニ三尺之庇を掛、奉納物請取并僧俗休息所ニ仕度候、六尺四方之番所四箇所、六尺四方之手水場十箇所、……何れ茂板葺仮小屋……

〔付属図面は第3図〕

この計画による小屋掛の総坪数は一〇七坪半で、これまでのものよりは一〇坪余小さくなっている。内容では、寺社奉行所の指導がほぼ全面的に採り入れられ、開帳場の構成はこれまでのものと比べ一新している。開帳仏を重視したことは建築にも明確に反映し、阿彌陀如来を安置する建出しには、新たに二壇が追加された。また、靈宝場、絵縁起所、諸御影所は、一か所に統合されて全体の規模は縮小され、建物の構成上は開帳仏建出しの付属家屋の体裁となった。その他の造作は、番所および手水場を除けば、伝法院表門から入り手水場の奥の右側にある間口四間奥行一間に三尺の庇がついた建物

だけになっていた。

八月二十五日の時点において門多門太夫は、この間口四間奥行二間に三尺の庇がついた建物、善光寺の説明によれば「僧俗詰所」の削除を命じた。その理由は、八月二十三日の「仮小屋共引はなし所々江相立候事、決而不相成候」に拠るものと思われる。これにたいし良性院は、

右詰所与申立候儀者全番所同様ニハ無之、参詣之人々蠟燭・線香等之奉納物仕候節請取、又者信心之人ハ仏餉袋等を遣し、又者内陣江通候人江切手を相渡シ、又者僧俗休息所ニ茂仕候旁ニ付、此仮小屋無之候而ハ甚難洪仕候旨申入候

と、具体的な用途を数えあげ存続を願った。この良性院の主張は、門太夫も納得したようである。「左候ハ、名目を奉納所并僧俗休息所とか致し可差出」と述べたようである。このため八月二十六日付願書の絵図面には、「奉納物請取場并僧俗休息所仕タク候」と記されている。

九月朔日、阿部家から差紙で、明二日に罷り越すべき旨の通知があった。翌二日、良性院が阿部家へ出向き門多門太夫と対面して、二十六日付願書に関して寺社奉行阿部播磨守の意向を伝えられた。具体的な訂正指示は二か所であった。その一は靈宝場に関して、

……式間梁ニ拾間梁、夫々折曲ケ式間梁ニ三間之仮小屋相立釈

尊斗差置候様ニ而ハ、段々申聞候通附開帳ニ相当り候間、式間ニ三間之折曲ハ不相成候、角屋拾間之所江釈尊をも差置候而相済し可申候

と、釈迦涅槃像の扱いが附開帳にならないように警告している。たとえ靈宝場に接していても、「折曲ケ」の建物は独立家屋と認定されたのであった。その二は奉納物請取所并僧俗休息所に関して、

……式間ニ四間と申ハ甚広過候間、式間梁ニ三間ニちゝめ候而、名目をハ只奉加所と致し置可申候

と、建物の規模と名目が問題にされた。

このように、開帳場の構成にあたっては、開帳仏の建出しとそれに付随した靈宝場以外の小屋掛は、きびしい制限が加えられていた。これに対し、開帳仏の建出しとそれに付随した靈宝場の規模に関して、規制はなかったと推定できる。

開帳場の小屋掛に関する規制は、寺社奉行所にとっても必ずしも全面的に有意義な施策とは考えなかったようで、良院院につきのよう述べている。

先日々段々仮小屋之儀六ツヶ敷申候様可存候得とも、来年開帳之節ニ至り、是ハ不相成是ハ相止メ候様ニなと申事出来候而ハ、三国一の如来之御外聞も不宜、又申付候奉行も不行届趣ニ相当り候得者、互ニ不宜候間此段無腹藏内々申聞候由也

寺社奉行所にとっても規制の規準は、現実には必ずしも合致しないと考えていたと推定できる。良院院は奉行所の裁定にたいし、「いろく難洪之趣申立」たけれども、門大夫は「寛政三御改政以後者、先例之申立不相立候」と取りあわなかった。この九月二日の経緯は、その日のうちに東叡山に伝えられた。

翌九月三日には、仮小屋に関する寺社奉行所の見解にたいし善後策の協議が、東叡山と善光寺との間でおこなわれた。この結果、なお東叡山から奉行所への働きかけは折をみて継続することにながら、願書は「御差図次第」とすることになった。この新しい願書は、早速に作成され、翌日良院院から門多門大夫へ内々の検討を願った。門大夫は、「此絵図ニ而ハ、播磨守差図通りニ候間、早々本書認差出候様被申聞候」という返答をした。

この寺社奉行所掛り役人の内諾により、善光寺は願書作成の手続きにはいり、その日のうちに宿寺浅草寺の承認をとり、また上野東叡山へ届け出た。そして九月五日に、良院院から阿部家の門多門大夫に提出された願書は、つぎのとおりである。<sup>(11)</sup>

乍恐以書附奉願上候覚

善光寺本堂為修復、来亥年六月朔日より六十日之間、浅草寺客殿ニおゐて如来開帳仕度旨奉願候処、願之通 御許容被 仰出 難有奉存候、依之開帳中客殿前ニ三間梁ニ七間之建出し、左右



ニ九尺三間之庇を掛、前ニ式間ニ拾間之鑼を附、中陣・外陣ニ仕度候、九尺二間之御印文口并建出しノ南之方ニ六尺式間之小庇、北之方ニ九尺三間之廊下を附、式間梁ニ拾間之角屋を立、靈宝場并諸御影所仕度候、表門内ニ式間梁ニ三間之奉加所、六尺四方之番所四箇所、六尺四方之手水場十箇所、朱引絵図面左之通、何れ茂板貫仮小屋奉願候、以上

浅草寺  
別当代

恵門院

享和二戌年九月

信州善光寺

大勸進

真覚院権僧正

寺社  
御奉行所

〔付属図面は第4図〕

この願書は、門太夫によれば「預り置、追々従是可及沙汰候間、不及伺候」ということで、ひとまず奉行所に受け付けられた。これには、開帳場の仮小屋配置を記した絵図一部が、寺社奉行所から「御鳥見」の方へ差し出すために添えられていた。

十日後の九月十五日にいたり、良性院は阿部家へ出向き、門多門太夫に経過を問いあわせた。門太夫の返事は、鳥見へ掛け合っているところで、鳥見からの返答はまだないが、近日中にははっきりするであろう、というものであった。さらに同月二十七日、良性院は

再度阿部家へ出向いたが、「いつ頃御沙汰可有之哉、今以不相知候」という返事であった。このため善光寺は、東叡山と協議して、御鳥見への寺側からの直接の申し立てについて検討をはじめた。

十月朔日にいたり、寺社奉行所から明二日四ツ時過ぎに出頭すべしという召状が届いた。二日の四ツ時前に、善光寺大勸進真覚院権僧正は良性院と大勸進代官の今井磯右衛門を同道し、阿部家へ出向いた。また浅草寺別当代の恵門院も、阿部家へ参集した。一同の前に門多門太夫があらわれ、「仮小屋願之儀、願之通申渡候様、奉行申付候間、其旨御達申候」と通達がなされた。恵門院と真覚院とは、即刻請書を提出して、手続きをとったのである。

上野東叡山への通知ならびに奥印の受領は、二日のうちになされ、翌三日には東叡山奥印の請書が寺社奉行所へ提出された。さらに今後の予定として、近日中に信州へ帰り、翌年三月に役僧・役人が江戸へ出て、仮小屋の普請などに取り掛かると述べている。

翌享和三年春から、開帳場の仮小屋普請は実施段階に入った。<sup>(12)</sup>ま

ず、二月二十八日には、上野棟梁の田中志摩を呼び、仮小屋普請の仕様帳作成を命じた。同月晦日には、浅草寺伝法院へ出むき、東叡山・浅草寺の役人立ち会いの上、現地の見分をおこない、上野棟梁および伝法院棟梁へ建築仕様の説明をした。三月朔日、伝法院棟



梁（浅草御殿棟梁）に仮小屋普請の仕様帳作成を命じた。三月十二日、入札がおこなわれた。入札した棟梁は、前出二人の外、和泉忠兵衛・大工文藏のメて四人であった。この入れ札は上野御殿へ運ばれ、東叡山役人に仕様帳・入札を御目につけ、鈴木筑後に普請を申し付けることに決定した。金額は九三両であった。

翌三月十三日、鈴木筑後を呼び仮小屋普請を申し付けるとともに、竣工は四月十五日頃にすることを申し渡した。三月二十四日、普請の計画を阿部家へ届け、手続きなどの措置について指示を願った。三月二十六日、普請の現場作業を明日から開始する旨を、阿部家へ届け出た。三月二十七日、普請場所の見分が、東叡山・浅草寺の役人立ち合いのもとでおこなわれた。以上が、仮小屋普請に関する経過であった。

なお、閉帳後の経過はつぎのとおりであった。<sup>(13)</sup>八月二十一日の閉帳後、翌二十二日、仮小屋引き払いおよび諸向取り繕いは、浅草御掛り役人へ命ぜられ、費用は追って申し聞かせることになった。また霊宝場は善光寺で取り払い、護国院へ移し、善光寺一行が残務整理のため護国院に逗留中の下部屋に充てられることになった。八月二十六日、浅草寺境内の片付けが修了し、この日掃除などがおこなわれた。寺社奉行所への八月晦日付の届けによれば、「仮小屋昨廿九日迄ニ不残取払申候」となっている。

以上が、享和三年の善光寺如来江戸出開帳における、仮小屋をめぐる経緯である。開帳場の仮小屋配置のあり方をめぐる、善光寺側と寺社奉行所との交渉過程を、享和二年八月初旬から九月初旬の一月間を中心に見てきた。この間における、仮小屋配置のあり方をめぐる両者の対立は、開帳にたいする考え方の相違を投影したものであった。

まず、善光寺の考え方からみておきたい。善光寺の意図は、八月六日付の願書および第1図に端的に表現されている。この平面図では、開帳仏阿弥陀如来の鎮座する建物が開帳場の主構造物であることは、間口・奥行・柱丈からみても明らかである。けれども、開帳場全体のプランから見れば、いくつかの構造物の一つであることは明らかである。開帳にたいする善光寺の主なねらいは、各種の手段を尽くしての募縁・集金活動の展開であった。それは賽銭・御札の販売などをなるべく多くの建物で期待していることから窺えよう。善光寺では、国元から持参する御札類をつぎの表のように準備していた。総点数三二万一二〇〇の御影・縁起類を捌くためには、一日平均で四〇〇〇点分の売り場を設定しなければならなかった。この第1図に示された開帳場のプランは、安永六年の両国回向院における善光寺出開帳をモデルにしたものであり、一八世紀後半の寛

## 善光寺が準備した御札類

被甲仏御影	100,000
御印文御影	100,000
御中丈	3,000
御本丈	200
釈尊御影	2,000
聖徳太子	1,000
月水守	5,000
略縁起	5,000
常灯記	1,000
御印文記	1,000
仏餉袋	50,000
諸御影板行	
御血脈	50,000
御火打	3,000

(長野県立長野図書館蔵今井家文書、  
「享和江戸開帳用記」一、から作成)

政改革以前の開帳場のあり方を基底にいたものであろう。

ついで、寺社奉行所の寛政改革期以降における、開帳への考え方をみていきたい。この期の考え方は、第4図にみるができる。

第4図は、寺社奉行所が善光寺の開帳場として認可したものであり、寺社奉行所の方針を貫徹させたものであることは、両者の交渉経過から明らかである。開帳場のプランは、開帳仏を完全に中心に据えたものであり、それ以外の造作は間口十間・奥行二間の霊宝場、それに間口三間・奥行二間の奉加場と称したいわば現場事務所に押え込まれている。阿弥陀如来の尊厳のみが強調される構成になっていた。これが、寛政三年の御改政に基づく寺社奉行所の開帳にたいする考え方であったといえよう。

第1図から第2図では、善光寺の意図に基づく開帳場のプランで

あったものが、第3図から寺社奉行所主導型へ変り、第4図で寺社奉行所型そのものになった。いわば善光寺側は、開帳のあり方に関して全面的に屈伏させられたのであった。この理由として、江戸の「五ツ開帳」があくまで幕府の差免しに基づき、実施されるものであることが指摘できよう。したがって、開帳のあり方は幕府寺社奉行所の意向と許容の範囲内で、実施されるものであった。寛政三年の御改政は、善光寺にとって大きな戸惑いであったように、開帳場設営完成時の見分につき、つぎのように願っている。

開帳場御見分へ、先年開帳始り三日目頃ニ御座候所、当年ハ開帳前御内々御見分被成下候様仕度奉存候、……開帳始り御見分之上、少しニ而も間違彼是相承り候所も有之候而者、上野江対しても恐多ク奉存候間、御内見分相願存寄ニ御座候

これは、安永年間と比べて、寺社奉行所の強い姿勢を示すものである。なお、上野東叡山は、寺社奉行所と善光寺との見解相違にたいし、明確な態度は示さなかった。このことは、交渉経過からみて明らかである。

善光寺にとって「先例」という論拠が崩れると、「五ツ開帳」は幕府の認可を必要とするものだけに、幕府の意向に従わざるをえなかったのである。

#### 四、開帳札の設置

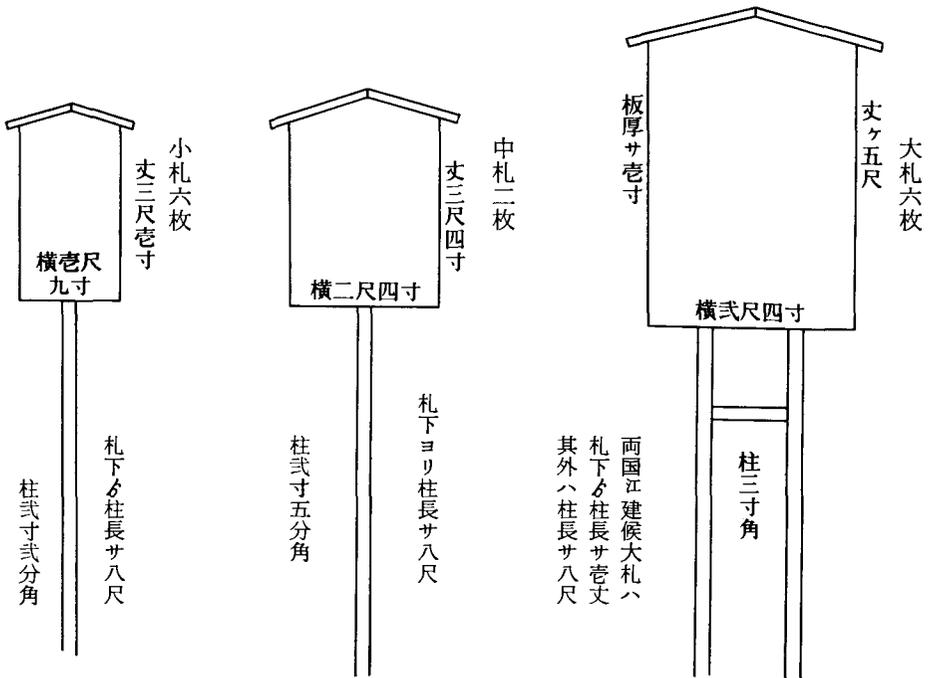
寺社奉行による開帳差し免しにより、開帳の準備活動として、開帳札の設置が認可される。この開帳札とは、開帳の実施内容を記した木札で、前宣伝のために所々へ掲げられたものであった。幕府認可による江戸の「五ツ開帳」の利点の一つとして、この公許による宣伝活動があげられよう。この項では、開帳札の具体的な事例を指摘しておきたい。

享和三年の善光寺出開帳の場合、仮小屋の願書提出と並行して、開帳札の出願もおこなわれた。まず、享和二年八月三日「谷中大工長兵衛与申者、安永御開帳之節も絵図等之用向申付候ニ付、此度為知札之積り為致候」と、大工長兵衛に札作製を指示している。その仕様は、つぎのとおりである。

極上節なし椽板ニ而、柱ハ杉ニ而致し、尤拔さし相成候様ニ柱根ニ箱をふせ候也、大札一枚ニ付代銀三拾五匁、中札代銀貳拾四匁、小札代銀拾九匁也

建札の文言は、つぎの二種類であった。浅草雷神門前および矢大臣門前に建てた札は、

信濃国善光寺如来並御印文



第 5 図

靈仏等来亥從六月朔日

六十日之間於当山淺草寺

令開帳者也

享和二年壬戌八月 信州 善光寺

であった。また右の二か所以外では、

信濃国善光寺如来并御印文

靈仏等来亥六月朔日より

六十日之間金龍山淺草寺おるて

令開帳者也

享和二年八月 信州 善光寺

と記されていた。また、建札の柱には「從此方諸勸化一切不出」と記されていた。

大札六枚の設置場所は、

淺草雷神門前、矢大臣門前、上野黒門前、両国橋之、湯島天神境内、芝

高輪大木戸外、東之方西向、

であった。中札二枚は、

日本橋橋際、東之方南向、永代橋橋際、南之方北向

であった。小札六枚は、

千住口橋際、東之方西向、護国寺門前音羽町、九町目、四ツ谷大木戸口、出枚左之方、糀町平川  
天神前、青山口三ツ辻南木戸際、西之方

に設置された。合計一四枚であった。

この開帳札は早急に作製されたようで、中二日おいた同月六日には、淺草雷神門前と矢大臣門前で、淺草寺代官の下役と所役人立ち会いのもとに、建てられる手筈が整っていた。この札は、「御成」の節は取り片付けるべきものであったため、その役目は淺草寺表御門番と境内組頭の五人に依頼をした。

これと同じ日、建札の件で、寺社奉行所と善光寺との間で、以下のようなやりとりがあった。

……門太夫殿被申候へ、仮小屋之願よりも建札之届を先ニ致し可然儀ニ候旨被申候間、善光寺ニ而度々開帳之節御届申上候事無之候ニ付、此度も御届不申上相建可申と奉存候旨相答候処、先年ハ兎も角も近年ハ届無之候而ハ不相濟候、御奉行所ニ而聞濟無之内ニ相建候へ、早々引取らせ候様被申候……

つまり、寛政三年の御改政以後、建札は届け出が必要になったのであった。

翌七日早朝、良性院は奉行所へ門多門太夫を尋ね、建札の御届書を差し出した。そして「一日も早く札立申度」ことを申し入れると、「左候へ、相待居り候様被申聞、暫く間有之、被罷出届之趣奉行江茂申聞候処被致承知候間、勝手次第ニ札可相建旨被申渡候」と、即刻の処理がなされ、届のとおり認められた。仮小屋の願書と

異なり、建札は届であったためか、もしくは届の内容が寺社奉行所の規準内のものであったためか、仮小屋の処置とは際だった相違をみせている。

この建札は、町奉行支配地にも建てられるため、町奉行所へも届けの必要性を尋ねたが、町奉行所では先例がないので届におよばないと答えている。また札を立てる町内の名主へは、先年のとおり頼むようにと指示がなされた。なお、上野東叡山へは、寺社奉行所との交渉経過が即日報告された。

建札の設置は、六日二か所、十四日五か所、十五日二か所、十七日四か所おこなわれた。設置場所への謝礼は、「金百疋又ハ仁朱、或者五拾疋・三拾疋」であった。

以上、開帳札の設置についてみてきたが、仮小屋同様に寛政三年を画期として、その前後では寺社奉行所の扱い方に相違が認められた。建札は、江戸市中における有力な宣伝媒体であったから、規制の対象としてまず考えられるのは、その設置数量と場所であろう。ところが、管見した範囲<sup>(14)</sup>ではいずれにも規制がなされた形跡を認めることはできない。とすれば寛政期以降における建札の届け出制は、開帳札も寺社奉行所の管轄下におかれるものであるという奉行所の姿勢を示したものにすぎないのではなからうか。

## 五、おわりに

享和三年六月朔日から八月二十一日まで（日延の二十日間を加えて）八十日間にわたる、善光寺如来の江戸浅草寺伝法院における開帳は、収支からみれば欠損をだして終わった。この理由を、善光寺大勸進代官の今井磯右衛門は真田家家臣へ宛てた閉帳後の九月十日付の手紙のなかで、つぎのように述べている。<sup>(15)</sup>

当年開帳之儀者、世間一統麻疹流行、其上場所柄故歎參詣薄く、不繁昌之儀ハ世評之通ニ而、散物納り方甚少く、入用ニも中々引足不申候

今井磯右衛門は不繁昌の理由として、疫病の流行と場所柄とをあげている。しかしながら信仰の側面をもつ開帳にとつて、疫病の流行はいわば諸刃の剣であり、必ずしも不人気の決定的な原因とすることはできない。さらに場所柄は江戸の行楽地としては第一等の地であった。また閉帳直前の八月十七日から二十日にかけて「参詣群衆なり」、「参詣殊之外群衆」と、多くの人々が参拝におとずれた。この動きや善光寺の知名度からみて、開帳の実施そのものは江戸市中にかなりの程度まで知れていたのではないだろうか。けれども、開帳場が面白くないという評判のもとに、開帳を行楽とする層の参

詣者が少なく、阿弥陀如来への信心の人々もまた出足がにぶく、結果として善光寺の期待よりも「参詣薄く」ということになったのではないかと思われる。

この推論に基づけば、寛政三年の御改政による寺社奉行所の開帳にたいする方針が、江戸市民から反発をうけたともいえるであろう。

## 注

- (1) 金山正好「江戸の開帳」(『武蔵野』四九一三、四号)、比留間尚「江戸の開帳」(『江戸町人の研究』第二卷)、『江戸の開帳』(吉川弘文館)、拙稿「江戸における近世的開帳の展開」(『史観』九九)。
- (2) 鷹司誓玉「善光寺の江戸開帳について」(『仏教大学研究紀要』四四・五号)、小倉博「近世成田不動の開帳について」(成田山教育・文化福祉財団『研究紀要』二)、小林計一郎『長野市史考』など。
- (3) 本稿でとくにことわらない場合、長野県立長野図書館蔵『今井家文書』のうち、「江戸開帳御願用記下」(享和二年)による。
- (4) 『今井家文書』所収。
- (5) 『御触書天保集成』四二三〇。
- (6) 同右四二三八。
- (7) 拙稿「近世的開帳の成立と幕府のその政策意図について」(『史観』九〇)。
- (8) 『旧幕引継書』「開帳差免帳」享和三年。
- (9) 『今井家文書』所収。
- (10) 同右。
- (11) 同右。
- (12) 『今井家文書』「享和江戸開帳用記」二。

(13) 同右「享和江戸開帳用記」四。

(14) 前掲比留間論文および拙稿。

(15) 『今井家文書』「享和江戸開帳用記」四。

(本稿は、昭和五十九年度科学研究費奨励研究A「近世における江戸出開帳実施過程の研究」の成果の一部である)。

(本館歴史研究部)